

## 平成24年白浜町議会第4回定例会 会議録(第5号)

1. 開 会 平成24年12月18日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場  
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成24年12月18日 10時02分

1. 閉 議 平成24年12月18日 14時23分

1. 閉 会 平成24年12月18日 14時23分

1. 議員定数 16名 欠員2名

1. 応招及び不応招議員の氏名

第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	水 上	久美子	2番	楠 本	隆 典
3番	丸 本	安 高	4番	南	勝 弥
5番	笠 原	恵利子	6番	正 木	秀 男
7番	岡 谷	裕 計	8番	廣 畑	敏 雄
			10番	玉 置	一
11番	湯 川	秀 樹	12番	三 倉	健 嗣
13番	長 野	莊 一			
15番	辻	成 紀	16番	正 木	司 良

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 林 一 勝 事 務 主 事 高 梨 鉄 也

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	小 幡	一 彰
教 育 長	清 原	武	会 計 管 理 者	田 井	郁 也
富 田 事 務 所 長	辻	政 信	日 置 川 事 務 所 長	前 田	信 生
総 務 課 長	坂 本	規 生	税 務 課 長	大 谷	博 美

民生課長	鈴木	泰明	観光課長	正木	雅就
建設課長	笠中	康弘	上下水道課長	山本	高生
地籍調査課長	堀本	栄一	農林水産課長	鈴木	泰
消防長	山本	正弘			
教育委員会					
教育次長	青山	茂樹	総務課課長	小松原	昭太
総務課副課長	榎本	崇広	生活環境課副課長	玉置	孔一

## 1. 議事日程

日程第1	議案第107号	民事調停の申立てについて
日程第2	議案第108号	訴えの提起について
日程第3	議案第109号	訴えの提起について
日程第4	議案第110号	訴えの提起について
日程第5	議案第111号	平成24年度白浜町一般会計補正予算（第8号）議定について
日程第6	報告第11号	第44期南白浜温泉株式会社経営状況の提出について
日程第7	議案第79号	平成23年度白浜町一般会計歳入歳出決算認定について （委員会審査報告）
日程第8	議案第80号	平成23年度白浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について （委員会審査報告）
日程第9	議案第81号	平成23年度白浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について （委員会審査報告）
日程第10	議案第82号	平成23年度白浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について （委員会審査報告）
日程第11	議案第83号	平成23年度白浜町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について （委員会審査報告）
日程第12	議案第84号	平成23年度白浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について （委員会審査報告）
日程第13	議案第85号	平成23年度白浜町健康交流拠点施設事業特別会計歳入歳出決算認定について （委員会審査報告）
日程第14	議案第86号	平成23年度白浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について （委員会審査報告）
日程第15	議案第87号	平成23年度白浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について （委員会審査報告）
日程第16	議案第88号	平成23年度白浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について （委員会審査報告）
日程第17	議案第89号	平成23年度白浜町水道事業特別会計決算認定について （委員会審査報告）
日程第18	平成24年請願第1号	白浜にメガソーラーを誘致することに関する請願

(委員会審査報告)

日程第19 平成24年請願第2号 請願書「津波による避難道路の確保について」

(委員会審査報告)

日程第20 発委第12号 白浜町議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第21 発委第13号 白浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第22 発委第14号 白浜町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

日程第23 白浜町議会特別委員会の設置について

日程第24 発議第8号 議員派遣について

日程第25 発委第15号 閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会・総務観光常任委員会・建設農林常任委員会・文教厚生常任委員会・議会広報特別委員会)

日程第26 発委第15号 閉会中の継続調査申出書 (建設農林常任委員会)

## 1. 会議に付した事件

日程第1から日程第26

## 1. 会議の経過

### ○議長

皆さんおはようございます。

ただいまから、白浜町議会平成24年第4回定例会第5日目を開催いたします。

日程に入る前に、事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

### ○番外(事務局長)

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日、中戸生活環境課長が欠席のため、玉置生活環境課副課長の出席を許可しています。

休憩中に、議員懇談会の開催をお願いしたいと思います。

本日は写真撮影を許可しております。

以上で、諸報告を終わります。

### ○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

開議の前に、町長から発言を求められていますので、これを許可します。

番外 町長 井潤君(登壇)

### ○番外(町長)

皆さんおはようございます。

開会にあたりまして、まずはご報告とお詫びを申し上げます。

去る12月14日に生活環境課長が酒気帯び運転で逮捕されるという、あってはならない

事件が発生しました。綱紀肅正を掲げていた矢先の事だけに町の信頼を大きく損ねることとなり、議員の皆様、そして町民の皆様に深くお詫び申し上げます。

これまでも職員に対しては、服務規律の保持、交通事故防止などについて指導してきたにも関わらず、管理職で指導者的立場にある者がこのような公務員としてあるまじき事件を引き起こしたことは、弁明の余地はございません。再度、服務規律の保持を徹底し、町民の皆様の信頼回復に努めるとともに厳正に対処したいと考えています。

今後とも、議員各位のご指導、ご鞭撻をいただきながら、職員と共に一丸となって全力を尽くす覚悟でございますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより、本日の会議を開きます。

- 
- (1) 日程第1 議案第107号 民事調停の申立てについて  
日程第2 議案第108号 訴えの提起について  
日程第3 議案第109号 訴えの提起について  
日程第4 議案第110号 訴えの提起について  
日程第5 議案第111号 平成24年度白浜町一般会計補正予算(第8号)議定  
について  
日程第6 報告第11号 第44期南白浜温泉株式会社経営状況の提出について

○議 長

日程第1 議案第107号から日程第6 報告第11号までの6件を一括議題といたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君(登壇)

○番外(町長)

本日、新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案第107号 民事調停の申立てにつきましては、町営住宅の滞納家賃等の支払いについて調停を申し立てたいので、提案するものでございます。

議案第108号から議案110号の訴えの提起につきましては、町営住宅の滞納家賃の支払い等について民事訴訟法に基づく訴えを提起したいので、提案するものでございます。

議案第111号 平成24年度白浜町一般会計補正予算(第8号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に3千万円を追加して、歳入歳出予算総額を121億4,045万8千円と決めました。

報告第11号 第44期南白浜温泉株式会社経営状況の提出につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、提出するものでございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議 長

続いて、補足説明を許可します。

番外 建設課長 笠中君（登壇）

○番外（建設課長）

議案第107号 民事調停の申立てについて、議案書（P. 29～31）に基づき、説明した。

議案第108号 訴えの提起について、議案書（P. 32～33）に基づき、説明した。

議案第109号 訴えの提起について、議案書（P. 34～35）に基づき、説明した。

議案第110号 訴えの提起について、議案書（P. 36～37）に基づき、説明した。

○議長

番外 総務課長 坂本君（登壇）

○番外（総務課長）

議案第111号 平成24年度白浜町一般会計補正予算（第8号）議定について、議案書（P. 38～39）に基づき、説明した。

番外 観光課長 正木君（登壇）

○番外（観光課長）

報告第11号 第44期南白浜温泉株式会社経営状況の提出について、議案書（P. 40～41）に基づき、説明した。

○議長

日程第1 議案第107号 民事調停の申立てについて、質疑を行います。

6番 正木秀男君

○6番

職員の皆さん大変頑張っているんですけども、冒頭町長がおっしゃられたように、私も含めて綱紀、きちんとせなあかん部分肝に銘じていただきたい。

その中で、今4つほど聞きたいんですけども、職員も一生懸命しているんやけれども、いかんせん組織が大きいというんですか。その中で、さかのぼって10年も20年も前のことで、調停や訴えやときている中で、町の責任、合併する前お互いですけども、これは町の責任が当然あると私は思っているんや。それはなぜなど言うと、職員がそこに2年、3年で変わっていく部分と、引き継ぎも当然あるんやけれども、そこに若干心理的によそ事やというような気分が発生しているんかなと。自分とこの家賃だったら、一生懸命もらいに行くという思いがあると思う。その中で、何点かの中で、期間もなしとか、私らから言うたら普通おかしいやろと。契約書を期間なしというこれは論外の問題が日置にしても旧白浜でも発生してるかなと。その中で、あと調停。3つ目の論点で言ってるんですけども、やはり話し合いが当然基本にあるんですけども、催告する通知する中で、お互いの部分が大事な中で、なかなかそこに出頭せえと言っても来んし、ないものは取れんという中で、調停に入っていくと。その調停というのはもう1つ、いったん送ってから調整しますよと、そこに至るまで、何回くらいだいたいするんですか。だいたい半年なら半年、1年なら1年くらい。そこらどうですか。

○議長

番外 建設課長 笠中君

○番外（建設課長）

調停をあげますよというまでに職員が催告書だけを送るのではなく、電話連絡、面談等指導を行っているんですけども、なかなか時間がないとか、会っていただけないのが現状です。調停を行うまでの間に分割で払いますというのも何名がでてきたということで、滞納を減らしていけると考えております。期間につきましては、検討させていただきます。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

課長の答弁が抜けている部分があるんですけども、課長を責めるつもりはないんです。これは引き継いだ行政全体の責任ということを私が言っているんです。その中で、人間というのはいったん飲み込んで、のど元過ぎたら忘れるということの中で、スタートから期間ないというのはおかしい。だいたい1年契約で貸してその中できた。やはり弱者を救うのもこれも反面行政の仕事もあるんです、町長。だけど、基本的に貸借する期間を定めていないというのも、これも私から言ったらいかがかなという表現になっていくんですけども、やはり常に滞納者ですよ、今でもまだ訴え起こされてないけども、そういう予備軍がいっぱいあると思います。ですから、きついこと言うけども、常に水道や下水道じゃないけども、臨時で2人3人雇っている状態でしょう。ですから、建設課も含めて、こういう使用料、家賃、いろんな部分が毎年毎年監査委員から言われている状況の中で、常に取り組んでいただきたいなど。できたら争いごとのないようなところで決着していただいたら、白浜町は優しいんやなど、対外的にもあると思うんですけども、そこら、町長どうですか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

期間の定めにつきましては、法律上は期間は定められておりません。その代り、収入申告を毎年提出してもらって、所得の状況をチェックをさせていただいております。その中で、今までできていなかったことにつきましては反省し、なるべく私としましても、なるべくこういうことをしなくて、調停をあげる前に、職員にも言ってます。1回や2回ではあかんと。連絡とれなくても何回も家まで行ってほしいということで動いておりますが、家におられないとか。町の担当も職場まで行ってます。調停する前にも伺って、また地区の区長さんにもお世話になり、区長さんからもそういう指導をしていただく体制をとって各区長さんにはお願いしてやっているところでございます。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

今、ペーパーが入って、期間のことで質問しているんですけども、やはり条例かなんか作ってでも1年契約やと、2年やと。また、死んだ人こうやという部分があるから、またわけのわからんのが出てきたなと思うんですけども、やはり期間というのは必要と思う。なかったらしないで作ったらいいんやと私は思うんですけども、そこら、町長どうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町長）

今ご指摘いただきましたように、私もできるだけ調停にあたって、丁寧な説明とか、あるいは今後何らかの取り組みが必要かと思っております。今ご指摘のように、できるだけ町民の方との争いがないようにしたいのは山々でありまして、その辺のところも担当課と一緒に今後協議をして、できるものはしたいと考えております。

○議 長

5番 笠原君

○5 番

この件に関して、前々から正木秀男議員も言われたように、期間とか質問が多々あったと思うんです。そのたびに検討し、前向きにというお話を聞いているんですが、依然と検討されていないんだなと感じました。

それと、建設課なり上下水道課とか住民に対して徴収する部分がありますよね。その部分に対して前年度に、行政改革をして徴収部門をつくるんじゃないかというお話もありました。やはり一環して建設課はいろいろと道路やほかの部分でもお忙しいと思うんです。それを徴収もするというのを、今回から改めていただいて、やはり徴収部門というものをきちんと設定して、そこに必ず回数も行き、住民に納得していただくような部署があつてしかりだと思っておりますが、その点、町長どのように考えておりますか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今笠原議員からご指摘いただきました検討されていないのではないかということですが、確かにおっしゃることもあると思います。一環した体制づくりができていない部分があると思うんですが、担当課の中にも徴収している担当課の職員もおりますけども、まだまだ十分ではないのかもしれないかもしれません。そのあたり、今年度、あるいは来年度の25年度から機構改革もごございますので、その中でしっかりと職員の配備あるいは体制づくりをするということをお約束します。

○議 長

5番 笠原君

○5 番

今町長が答弁されましたけれども、その答弁については前々から前町長も言っていました。そして、行政改革もきちんと一つ一つやるということを言われている中において、まだできていないと。そういう委員会自体もあろうと思うんですよ。本庁でいろいろと協議されている部分がある程度まとまっていると思いますので、それを遂行するにあたって、町長の決断でお願いしたいと思っております。

○議 長

番外 副町長 小幡君

○番 外（副町長）

庁内の未収金につきまして、庁内検討委員会を毎年開催させていただいております。その中で、各課徴収の担当者によりますいろいろな問題、課題、そして町民に対応する難題について理解を求める会議を開催しております。会議をするんですけども、やはりそれについての解決策というのはやはり法的に手続きをとるということで、時間等もかなり必要ですし、

知識も必要ということで、非常に苦慮しているのが現状であります。今町長が言いましたように、機構再編の中で、今後専属的にそういうものに対応できる機構再編ができればと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

16番 正木司良君

○16番

総合的に見解と質問を述べさせていただきます。基本的にはこの民事調停はやむを得ないと思っっているわけです。しかし、この4人の方々の入居の過程はそれぞれ複雑で入居権限の問題とかあるわけですが、私はまずはこの方々の生活状況だと思うんです。ここで被告となるべき人とか固有名詞が書かれておられますけども、その方は老齢で一人暮らしなのか、それとも多くの家族を一生懸命養っておられる方なのか。あるいは働きたくても失業中で収入の道がないケースなのか、そこらによって行政の配慮が違うわけです。払いたくても払えないというのと、そこらについての行政的な配慮をお考えなのか。生活状態を把握をしておられるのかどうか、そこらについて。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番外(建設課長)

調停に至るまでも面談をしているところですが、家庭のお話も聞き、町から生活保護という指導もし、手続きをさせていただいた家庭の方もございます。そういうようにして、なかなか皆が少しだけでも払っていただける、精一杯できる金額というのもお話しております。その中で、そういうときにはすぐ生活保護を申請、手続を伝えております。

○議 長

16番 正木司良君

○16番

そうしますと、この固有名詞を書かれている方ですけども、この方は現在就労中か、お一人暮らしなのか、お歳がおいくつくらいで、収入の道がないのかどうか、そこらについてはどうですか。もう名前も住所も書かれていますから、そのあたりについて伺います。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番外(建設課長)

年齢もいろいろ、40代から60をまわった方までおられます。なかなかここで、どういう家族かは言えませんが、町も分割に応じられるであろうということで、少しでも2千円でも毎月納めていただけるという判断のもと、調査しながらやっているところでございます。

○議 長

質疑を閉じることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)



○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第107号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第107号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第108号 訴えの提起から日程第4 議案第110号 訴えの提起についての3件に対する質疑を一括して行います。

1番 水上君

○1 番

先ほどから出ている期間の法的な定めなしということで、滞納、今まで調停が出たたびにこういう意見が出ていると思いますので、先ほど来、他の議員も発言されておりましたけれども、やはりこのことはもっと強い姿勢でできるのではないかと思います。そうすれば、期間を定めて契約更新のときに新たな条文の中で契約ができるのではないかと思います。

それから保証人というのはここに出てないんですけども、保証人というのはどうなっているんですか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外(建設課長)

まず、期間の定めにつきましては、検討をして3月の議会のときにまとめて1年の報告をさせていただきたいと考えておりますので、全員協議会等を開催させていただいて、そのことにつきましても、課で協議をさせていただいて、ご報告をさせていただきたいと考えております。

保証人につきましては、調停に行くのも全部保証人のところに連絡をして、その保証人から調停があるから何とかせなあかんということも何件もございます。連絡をしてございます。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

この3件はおそらく訴えという争いに行くんやけども、この中でお父さんが亡くなって、お母さん、子どもという事例が列記されているんですけども、これも死んだ時点で本来きちんと行政は、お父さん死んだから、なんとかしてよというので、はじめてきちんとするんやけども、それがずるずるきたというのは、私は人情的に言えば、ずるずるいつている部分があると思うんやけども、やはり契約した方が亡くなっているんだったら、奥さんであっても子どもであっても、そこにきちんと行政としてけじめしてほしいなと思います。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外(建設課長)

以前の顧問弁護士から、奥さんが継続していけるのではないかとの見解をいただいております。そういうことで、契約を新たにしたいというお願いは随時行っております。以前も

言われたように保証人の問題です。契約が変わったら新しく保証人、家賃を滞納していたら新たに保証人になってもらえる人が少ないわけです。その辺で遅れてきているのは事実でございます。なるべく今までできていなかった部分をやっていきたいと思えます。

○議 長

1 番 水上君

○1 番

33ページでお聞きするんですが、この方は平成12年10月頃から家賃の支払いを滞納されたと。22年3月1日から前の住宅の老朽化に伴い、こちらの中田団地のほうに移転したんですかね。この時に滞納が始まってからすでに10年ほど経ってきていると。この24年11月ですけれども、136万円ほどの滞納がずっと加算されてあるということで、この移転するときどんな指導があって、どのくらいの滞納が償還されてきたのかと。普通でしたら、この時にもうちょっと滞納を減らす努力が双方にあったらよかったのではないかと思うんですけども、この辺の経過を。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

細かい経過につきましては、また調べまして報告をさせていただきたいと思うんですけども、この方につきましては、平間下第一団地で、これは家賃がだいたい1万ちょっとくらいのところに住んでおりました。その中で滞納があったため、町としても安いところを探したということで、日置へ行ってくださいと。日置のほうへ入れ替えて少しでも家賃を抑えるために移転をしていただいたと。本人も行きますということで、その辺で移転しているということでございます。家賃が半分くらいになるからです。

○議 長

12番 三倉君

○12 番

先ほど来、正木議員からみんな言っているわけなんですけども、私が思うには取り組んでいる話の中から、長い間放置したのを担当課が取り組む中でこういう問題が出てきたと。まだまだこういうのが正木議員がおっしゃってたみたいにあると思うんです。この問題に限らず、固定資産税についても結局そういう形のものであろうかと思うんです。そういうことから、取り組んでもらったら侃々諤々と係の方がある程度非難はされないけども、どうなんなということもあるように思いますし、私としたら、滞納予備軍に、ここにくるまでの間とかそういったことを洗いざらしして、今後の対応を考えて行くべき問題であるのではないかと。やはり一生懸命されててこういうのがあがってきたら、前々の係でしたから仕方ないでしょうけども、10年も放っておいたのを今の担当の方が汗水流しているということですから、全納をひっくるめた中で、そういうことで検討委員会というのか、そういうことを先ほど笠原議員もおっしゃっていたんですけども、そういうことを真剣に考えていくと。滞納が重なれば重なるだけ返済がえらいことになるでしょうし、そのあたり知恵を絞ってしていただけたらなと思います。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。

議案第108号について討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第108号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第108号は原案のとおり可決されました。

議案第109号について討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第109号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第109号は原案のとおり可決されました。

議案第110号について討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第110号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第110号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第111号 平成24年度白浜町一般会計補正予算(第8号)議定について、質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第111号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第111号は原案のとおり可決されました。

日程第6 報告第11号 第44期南白浜温泉株式会社経営状況の提出について、質疑を行います。

6番 正木秀男君

○6 番

社長は井潤誠町長になっているんですけども、通常従業員は今2名でしょう。この中で賞与140万円とあるんですけども、2人で割ると70万円。これは私たちも含めて、今白浜の現況から言うところとちよつといかがかなと。給与が680万円。これも通常割ったら三百数十万円になるという単純計算になるんですけども、そこらの部分、社長として就任は短いんですけども、いかがお考えですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

その辺も前取締役の水本町長のときにも、私はこの引き継ぎをするにあたって、内容等を検討しました。やはり給与の面、あるいはこのご時世報酬、期末手当についてとかこの辺も検討しております。その辺で妥当かどうかと言われますと、前期の43期よりも上げているということはありません。前期のときには減らしておりますので、そのあたりも現在はそのまま推移しておりますけれども、現状でいいと私は判断してその結果現状のままとなったのですけれども、今後経営状況をみながら判断していきたいと考えております。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

今、民の三セクに近いような形態ですけども、私はいろんな部分で、何でもアウトソーシングという部分は論ありますけども、そういう部分について、売却なら売却、きちんと手放してする方法もあれば、そこに民のいろんな血を吐いてやっている方々の経済概念。やはりまさに公務員さんいらっしゃるんですけども、私らも含めてですけども、世間からバッシングされているんです。ですから、そこらを含めてあなたの代で相当な転換期もあると思うんですけども、これも官がする部分と民がする部分とやはりこれからの時代はきちんと検討して、ずるずる検討していったら同じことやから、するならば、せんのならせん、スピードが求められている。私は町長にきつく言いますけども、それがガバナンスなので、そういう部分も含めて、千畳茶屋はああいう格好で100%と反対になりましたけども、そこらも含めて白浜町が持っているような部分。日置川のホテルにしてもそういう部分できちんと仕分けをして、改革できるものなら行政をスリム化なってやったらいいと思うんですけども、いかが。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今ご指摘いただきましたように、南白浜温泉株式会社のみならず、他の施設に関しまして、特にこの前の議会でも申し上げましたように、代表取締役をしている以上、そこに積極的にもっと関わっていくべきだと。経営についてもやはりもっと関与して行って、アドバイスをするなり、もっと中に入っていくかないといけないと私は思っております。

その中で、この南白浜温泉株式会社につきましては、昨年第43期の事業報告では82万1千円の利益が計上されているということで、一定の利益が確保できておるんですけども、第44期の平成24年度に関しましては大変厳しい状況であります。その中で今後経営状況を見ながら、先ほども申し上げたように、総合的に検討して、私の責任を果たしていきたいと考えております。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

今正木秀男議員の意見に反論するわけではございません。きっちりとした三セクであっても株式会社となれば経営が重視されると思うんです。もちろん利益の追求、営業活動をどうやっていくのかという部分もいろいろな観点から経営感覚でやっていかんらんという今の正木秀男議員に対する町長の答弁はそのとおりでと思いますし、努力していただきたいんです。ただ、私は今期は損失を出したという部分ではそういう経営感覚からしたら、租税公課で34万2,800円いっているんですね。ある程度やはり民間でもなんでもそうやけども、仕事に応じた報酬は確かに必要だと思います。私どももはなの湯の経営に参加しておりますけれども、やはり利潤を追求していくためには、それだけ役員も汗をかかんらんとは思っていますから、そういう部分では税金に持っていかれるんだったら、それなりの職員に対する報酬だとかも考えてやってほしいと思います。もちろん役員の報酬については、今の白浜の経済状況の中でこれがいいのかどうかというのは、経営者の感覚で役員の方々がおられるんですから、そこで議論をしていただきたいと思います。

それと、5ページの預り保証金についてお伺いいたします。預り保証金については、長期と2つあるように思うんですけれども、今回脱退をされた方が1件と聞きますけれども、預り保証金については、これは退会の時にお戻しになられるだろうと思いますけれども、この点について、預り保証金の残高が5,236万円ですか、こういう長期の部分があると思うんですけれども、これについては、今までの経過の中で預り保証金の返還をきちんとされているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議 長

休憩します。

(休憩 11時21分 再開 11時22分)

○議 長

再開します。

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

大変失礼いたしました。この件に関しましては、契約上退会して2カ月後に支払っていたということにしてございます。

○議 長  
2番 楠本君

○2 番

その分については、退会して2カ月後に支払うということですが、そしたら、営業活動で新規契約があれば、それについては浴槽とか給湯量によってきちんとした保証金をもらっているんですか。

○議 長  
番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

その面も含めて、契約時に預り金を頂戴しておりますので、その部分でいただいております。

○議 長  
2番 楠本君

○2 番

やはり預り保証金というのは、浴槽の大きさ、給湯量によって預り保証金を決めていくべきであると思っております。この回答はあとからでもいいですが、浴槽によって預り保証金なのか教えていただきたいと思えます。

○議 長  
10番 玉置君

○10 番

先ほどの町長の答弁で、今後の経営をみながら、経費について考えていくとの答弁でありましたけれども、この営業概況を見ますと40年前に埋設したパイプを交換していくと。交換を始めましたけれども、これを読んでいきますと今年度で完結していない。来年度もおそらくこういう経費がかかってくるだろうと見るんですけれども、その辺まずどうですか。

○議 長  
番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

配管の修繕、交換でございますが、今年度で全部交換が完結しているということではございません。

○議 長  
10番 玉置君

○10 番

ならば、おそらく相当の契約が促進されないと決算はおそらくこのような形に、来年度も同じような形になると私は思うんです。その中で、経費を見てきた経緯があるんですが、一部仕事の帳面を見るだけですから、はっきりしたことはわかりませんが、車両燃料費が年間で17万円しか使っていないんです。これはお湯を運ぶ燃料費だと思うんですが、そこから推測すると、仕事の量というのはたいそうなものではないなと感じるわけです。経費の削減において、前年度は新聞図書費が8万円ほどあったのが3万に約半額になっている。だから、そういう部分で見直せる余地はかなりあるわけだと思うので、今、来年の経緯を見てと返答されましたけれども、おそらく来年もこういう決算になると想像される中で、仕事の

内容と売り上げを勘案して、経費の要らないところは切る、抑えるところは抑えるというふうに社長として取り組んでいかなあかんのとちがうかなと思うのですけども、どうでしょうか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

今玉置議員におっしゃっていただいたことは、私からも職員に言っています。どういふことで経費の削減に取り組めるのかということで、今回は新聞代とかも削除しましたし、かなり図書費の部分で軽減できたと思っております。ただ、今後配管の老朽化、これは40年くらい前につくられた配管が大方ですので、今後埋設している部分の工事とかそういったものが必要になってくることも十分考えられます。しかしながら、今回ポンプが動かないということもあって、いろいろと修繕をしたということもあるんですけども、その中で今回は赤字の計上になってしまったということでございますので、今後はもっともっと経費の削減、あるいは職員に対するいろんな部分での営業活動、そういったものも取り組んでいくように指導を徹底したいと考えております。未入金等もあったんですけども、今のところ順調に回収ができておりますので、特にこれがあるから来年度は心配だということは、今のところ考えておりません。その中でいろいろ課題はあるんですけども、特に感じているのは湯の花、スケールの付着があります。これは定期的に年2回、6月、12月のメンテナンスをしているんですけども、そのメンテナンスで老朽化の配管に対するチェック、湯の花の付着に対する検査、そういったものを含めて社員で一生懸命がんばってもらうように申し伝える予定にしております。源泉の温度も今52度くらいということで、かなり加熱をする必要があるということもありまして、非常に苦慮しております。湯量も平生は大丈夫なんですけども、お盆や正月のピークはどうしても不足になっております。その辺も実態としてありますけれども、また新しい井戸を掘るとなったら数千万円かかるということもございますので、そのあたりなかなか踏み込めない部分、決断できない部分があるんですけども、その中で当面預り金に関しましては、置いておきたいなと思っております。それにつきましても、先ほど楠本議員からもご質問ありましたけれども、どういふ内容で預り金を決めているのか私も把握できていない部分もございますので、後ほど観光課長から回答させていただきたいと思っております。会社によって、個人と会社によって、事業主によってかなり大きな違いがございますけれども、そのあたりはおそらく細かく取り決められていると思っておりますので、また報告をさせていただきます。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

町長、反論するのではないんですけども、今五十何度と言ったでしょう。私の場合の記憶では二十数度で、加温して配湯しているとの認識なんです。五十数度といたらダイレクトでいけるんです。ボイラーでここは相当やっているんですよ。20度から40度くらいまで加温しているんです。そこでやっているの、ひとつ。今上がったのか知らんですけども、私の今までの見識では低温温泉です。

それと、ここに43.3%が前期比で老朽化の修繕が増えたとの課題の中で、1ページで

四十三点何パーセント課題が増えたというんですけれども、ここの計算内容7ページでは、たかが修繕費2万7千円くらいしか計上してない。管理費としては74万8千円ほど出てるんですけれども、四十三点何パーセント修繕費、古くなっかってんと。経費が圧縮されたと書いてるんです、1ページに。こちらの計算書には2万7千円の修繕費しか上がっていない。それを四十何パーセント上がっておいて、たかが2万7千円。そのかわり管理費の諸費で七十数万円ほどあるんですけれども、そこらの分類どうですか、課長。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

先ほど町長が申しました温度は、源泉の温度ということで、議員ご指摘のように配管を経て、かなり配管の長いところではお客様に給湯するときに入ったんボイラーでたいてい部分がございます。

それと、経費の部分ですが、7ページは一般管理費の修繕費でございまして、大変申し訳ございませんが、6ページの損益計算書の修繕維持費のところをご参照願います。修繕維持費ということで、667万1,946円ということで、前年比と比較しまして大幅に増えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

5番 笠原君

○5 番

そうしますと、今の金額で修繕費が多く使われたというのは理解できたわけなんですけれども、今後この経費の中で取り組んでいくという老朽化の部分の見通しとか、予算的にどのように考えているかというところをご説明お願いしたいと思うんです。今、決算で六百何万円使いましたと。そしたらあとどのくらい残っていて、いくらかの部分が補修費用として計上されるのかというところなんです。

○議 長

12番 三倉君

○12 番

今の笠原議員の質問に関連するんですけれども、40年前に埋設した温泉の配管が老朽化してきたと。今後も考えなくてはならないということで、今期から始めたということですから、それがどのくらいの感覚というのか、どのくらいの期間をどれくらいの金額でどうしていかんならんのかということが、笠原議員の質問を取ってしまった格好なんですけれども、いくらかかかるかということをしなければならないと思うんですけれども、計画はできているんですか。

○議 長

休憩します。

(休憩 11時35分 再開 11時42分)

○議 長

再開します。

番外 町長 井潤君

○番 外（町長）



ただいまお時間をいただき、少し調べさせていただきました。今後の見通しでございますけれども、点検回数は増やしていくという方針でございます。2カ月に1回くらい湯の花、スケールをチェックしまして、スケールの除去はすぐに職員で対応できますので、費用もかからないということで、その辺はこまめに丁寧にやっていくということでございます。

それと配管の老朽化に伴う埋設された部分の今後の調査、見通しですけれども、今現在まだ老朽化のパイプ等は調査中ございまして、今すぐメンテナンスをしてみないとわかりません。そういう意味では今現在もそうですけれども、どこがどのくらい傷んでいるのかとかいうのはメンテナンスをしながら年2回、6月、12月のメンテナンスでわかってくる部分もあると思いますので、そのあたり現在は調査中というところでご理解いただきたいと思います。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。

報告第11号は以上で終わります。

休憩します。

(休憩 11時44分 再開 13時59分)

○議 長

再開します。

- 
- (2) 日程第7 議案第79号 平成23年度白浜町一般会計歳入歳出決算認定について  
(委員会審査報告)
- 日程第8 議案第80号 平成23年度白浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(委員会審査報告)
- 日程第9 議案第81号 平成23年度白浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
(委員会審査報告)
- 日程第10 議案第82号 平成23年度白浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
(委員会審査報告)
- 日程第11 議案第83号 平成23年度白浜町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(委員会審査報告)
- 日程第12 議案第84号 平成23年度白浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について  
(委員会審査報告)
- 日程第13 議案第85号 平成23年度白浜町健康交流拠点施設事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(委員会審査報告)
- 日程第14 議案第86号 平成23年度白浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(委員会審査報告)
- 日程第15 議案第87号 平成23年度白浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(委員会審査報告)
- 日程第16 議案第88号 平成23年度白浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(委員会審査報告)

日程第17 議案第89号 平成23年度白浜町水道事業特別会計決算認定について  
(委員会審査報告)

○議 長

日程第7 議案第79号から日程第17 議案第89号までの11件を一括議題とします。  
事務局長から案件の朗読をさせます。

番外 事務局長 林君

○番 外(事務局長)

委員会審査報告書を朗読した。

○議 長

本案に関する委員長報告を求めます。

10番 玉置君(登壇)

○10 番

平成23年度各会計の決算審査につきましては、平成24年9月3日開会の第3回白浜町議会定例会において、本委員会に付託されましたので、10月4日から10月10日まで4日間にわたってすべての部局を対象に委員会を開催し、審査を実施しました。また、水源の森の管理状況についても、そして、斎場休憩室についても現地調査を行ったところであります。

結果につきましては、平成23年度白浜町一般会計歳入決算認定及び各特別会計決算認定につきましては、報告書に記載のとおりすべて意見を付け認定すべきものと決定しました。

特筆いたしますには、一部行財政改革によって報奨金2千万円くらいの減額になりましたでしょうか、行財政改革を行って報奨金をカットいたしました。そして、下水道につきましても、少しずつ改善しておるといところでございます。ここから見えてまいりますのは、今までしてきた報奨金制度、前納報奨金です。こういうところにもメスを入れて決算をしたといところで、私は今後も白浜町が細部にわたっても、来年の予算に向けても、そういうところを見直していくところは見直していくといところで、お願いをしたいと思っております。

そして、執行部におかれては、当委員会が出された意見を真摯に受け止め、次年度予算の編成、執行に生かされるよう、また、今後とも町民ニーズの変化や時代の要請に的確に対応できるよう、施策・事業の計画的推進、重点化及び効果的な財源配分に努めていただきたいと思っております。

簡単でございますが、委員会審査報告とさせていただきます。

皆様方のご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

委員長報告が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

決算認定についての委員長報告は意見を付け認定すべきものとなっています。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、平成23年度一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算認定に関する11件については、意見を付け認定することに決定いたしました。

---

(3) 日程第18 平成24年請願第1号 白浜にメガソーラーを誘致することに関する請願 (委員会審査報告)

○議 長

日程第18 平成24年請願第1号 白浜にメガソーラーを誘致することに関する請願についてを議題とします。

事務局長から案件の朗読をさせます。

番外 事務局長 林君

○番 外(事務局長)

請願審査報告書を朗読した。

○議 長

本案に関する委員長報告を求めます。

5番 笠原君(登壇)

○5 番

皆様のお手元に請願審査報告書をお配りしてございますが、平成24年請願第1号 白浜にメガソーラーを誘致することに関する請願につきましての委員会審査報告を申し上げます。

平成24年請願第1号につきましては、平成24年第3回定例会で当委員会に審査の付託を受けたところであります。

当委員会では、請願審査のため、コスモパーク加太太陽光発電所の現地調査を含め、3回の委員会を開催いたしました。委員からの主たる意見につきましては、東日本大震災による大津波で原子力災害が発生し、放射能汚染が深刻であることから、自然再生エネルギーの重要性、必要性については、否定的な意見は一切ございませんでした。そういう意味からして、自然再生エネルギーの活用についての検討会や協議会の設置については、請願者各位の願意は妥当と判断したところであります。しかし、一方、メガソーラーの設置による町への財政的なメリットについては、不明な部分が多く、また、建設場所についても、調査研究が必要と思われまます。

よって、採決の結果、請願第1号については意見を付して一部採択すべきものと決しましたことを申し上げ、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

この請願に対する委員長の報告は、一部採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、平成24年請願第1号 白浜にメガソーラーを誘致することに関する請願については、一部採択とすることに決定いたしました。

---

#### (4) 日程第19 平成24年請願第2号 請願書「津波による避難道路の確保について」

(委員会審査報告)

○議 長

日程第19 平成24年請願第2号 請願書「津波による避難道路の確保について」を議題とします。

事務局長から案件の朗読をさせます。

番外 事務局長 林君

○番 外(事務局長)

請願審査報告書を朗読した。

○議 長

本案に関する委員長報告を求めます。

11番 湯川君(登壇)

○11 番

皆様のお手元に請願審査報告書をお配りしてございますが、平成24年請願第2号「津波による避難道路の確保についての請願」につきましての委員会審査報告を申し上げます。

平成24年請願第2号につきましては、平成24年第4回定例会で当委員会に審査の付託を受けたところであります。当委員会では、請願審査のため、現地調査を含め、2回の委員会を開催いたしました。

委員からの主たる意見につきましては、富田地域においては、史実でも明らかなように宝永地震、安政地震、南海地震により、人的被害は言うまでもなく、壊滅的な被害を受けております。そういう意味からして、今後発生が予想される東南海、南海地震に備え、避難道路

の建設については、請願者各位の願意は妥当と判断したところであります。

よって、委員会採決の結果、請願第2号については、採択すべきものと決しましたことを申し上げ、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議 長

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、平成24年請願第2号 請願書「津波による避難道路の確保について」は、採択とすることに決定しました。

---

#### (5) 日程第20 発委第12号 白浜町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議 長

日程第20 発委第12号 白浜町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

事務局長から案件の朗読をさせます。

番外 事務局長 林君

○番 外(事務局長)

発委第12号を朗読した。

○議 長

提案理由の説明を求めます。

(省略の声あり)

○議 長

省略とのことですので省略します。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。

採決します。お諮りします。

発委第12号は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、発委第12号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

(6) 日程第21 発委第13号 白浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第21 発委第13号 白浜町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

事務局長から案件の朗読をさせます。

番外 事務局長 林君

○番 外(事務局長)

発委第13号を朗読した。

○議 長

提案理由の説明を求めます。

(省略の声あり)

○議 長

省略とのことですので省略します。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。

採決します。お諮りします。

発委第13号は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、発委第13号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

(7) 日程第22 発委第14号 白浜町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第22 発委第14号 白浜町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

事務局長から案件の朗読をさせます。

番外 事務局長 林君

○番 外(事務局長)

発委第14号を朗読した。

○議 長

提案理由の説明を求めます。

(省略の声あり)

○議 長

省略とのことですので省略します。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。

採決します。お諮りします。

発委第14号は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、発委第14号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

(8) 日程第23 白浜町議会特別委員会の設置について

○議 長

日程第23 白浜町議会特別委員会の設置についてを議題とします。

付議事件名を議員定数等検討に関する事項とし、委員定数13名とする議員定数等検討特別委員会を設置し、付議事件が終了するまでこれに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、13名で構成する議員定数等検討特別委員会を設置し、付議事件が終了するまでこれに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました特別委員会の委員の選任についてお諮りします。

白浜町議会委員会条例第8条の規定により、議長において指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、委員は議長において指名することに決定しました。

議員定数等検討特別委員会の委員は、議長を除く全議員を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議長を除く全議員が議員定数等検討特別委員に決定しました。

ご苦勞様ですが、よろしくお願ひします。

委員の選任が終わりましたので、正副委員長の互選をお願いしたいと思います。

休憩します。

(休憩 14 時 18 分 再開 14 時 19 分)

○議 長

再開します。

議員定数等検討特別委員会の委員長に12番 三倉君、副委員長に6番 正木秀男君と決定いたしました。

---

(9) 日程第24 発議第8号 議員派遣について

日程第25 発委第15号 閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会・総務観光常任委員会・建設農林常任委員会・文教厚生常任委員会・議会広報特別委員会)

日程第26 発委第16号 閉会中の継続審査申出書 (建設農林常任委員会)

○議 長

日程第24 発議第8号から日程第26 発委第16号を一括議題とします。

議員派遣について、また、議会運営委員会、各常任委員会、広報特別委員会の委員長から、



お手元に配付の申し出一覧表に記載されております現在調査中の事件について、閉会中も調査を継続したい旨の申し出があります。

また、建設農林常任委員長より閉会中の継続審査の申し出があります。

日程第24 発議第8号 議員派遣については、白浜町議会会議規則第121条の規定により、お手元に配付のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

#### ○議 長

異議なしと認めます。

従って、議員派遣については、お手元に配付のとおり、決定いたしました。

日程第25 発委第15号 閉会中の継続調査申し出、日程第26 発委第16号 閉会中の継続審査申し出については、各委員長の申し出のとおりそれぞれの委員会において、閉会中も調査または審査を継続することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### ○議 長

異議なしと認めます。

従って、各委員長から申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査または審査を継続することに決定しました。

#### ○議 長

これをもって、平成24年第4回定例会に付議された事件は、すべて終了いたしました。

閉会にあたり、町長から挨拶の申し出があります。

これを許可します。

番外 町長 井潤君(登壇)

#### ○番 外(町 長)

閉会にあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。

12月5日に、本定例会を招集させていただき、本日まで、議員各位には提案いたしました案件をはじめ、防災対策、産業振興施策、福祉施策、教育行政等、町政全般にわたり、鋭意ご審議をいただき、誠にありがとうございました。本定例会におきまして、議員各位から賜りました貴重なご意見やご指摘、ご提言を行政運営に生かしながら、各種施策のより一層の進捗を図って参りたいと存じます。今後とも、議員各位のご指導、ご鞭撻をいただきながら、町政の伸展に、職員と共に一丸となって全力を尽くす覚悟でございますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、私人としてではありますが、前町長、副町長が提起した訴訟は、お二人から町政に混乱をきたしたことに遺憾の辞が述べられたことにより和解されました。一日も早い町政の安定を願う多くの町民の声に答えることが、私の先ず果たすべき責務であり、このことに誠心誠意努めてきたところでございます。白浜町政伸展のためご尽力頂きました、前町長、副町長に改めまして敬意を表しますとともに、お二人にはこれまで同様、ご支援とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

本年も残すところわずか、来る2013年が希望に満ちた年でありますよう、同時に、議員各位のご健勝とご多幸を祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議 長

挨拶が終わりました。お諮りします。

本日をもって白浜町議会 平成24年第4回定例会を閉会したいと思います。

閉会することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会平成24年第4回定例会はこれをもって閉会いたします。

たいへん、ご苦労さまでした。

議長 南 勝 弥は、 14 時 23 分 閉会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 24 年 12 月 18 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員